



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 68/2016年6月号

発行日：2016年6月24日

湿度の高い日が続いていますが、如何お過ごしでしょうか？ 湿度の上昇とともに都知事の政治資金不正支出疑惑が沸き起こりました。現状では説明が十分とは言えない状況ですが、都知事が辞職することで世の中は落ち着きを取り戻しつつあります。今回の一件で「アカンタビリティ」という言葉を思い出しました。意味は、「説明責任」です。忘れがちですが、監査のみに限らずこの言葉を常に意識した振る舞いを心がけたいものです。

### I. 最新情報（2016年5月1日～2016年5月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年5月 24日	意見	実務対応報告公開 草案第46号「平 成28年度税制改 正に係る減価償却 方法の変更に關 する実務上の取 扱い（案）」に 対する意見につ いて	平成28年4月22日に企業会計基準委員会から実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に關する実務上の取扱い（案）」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成28年5月24日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	-

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年5月 9日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 59 号 「IPSAS 第 25 号 『従業員給付』の 修正」に対するコ メントの提出につ いて	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、 2016年1月に、公開草案第59号「IPSAS 第25号『従業員給付』の修正」（ED 59, Amendments to IPSAS 25, Employee Benefits）を公表し、広く意見を求めておりました。  日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2016年4月28日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年5月 27日	公開 草案	「IT委員会実務 指針第4号「公認 会計士業務におけ る情報セキュリティ の指針」及び 「IT委員会研究 報告第34号「IT 委員会実務指針 第4号「公認会計 士業務における情 報セキュリティの 指針」Q&A」の 改正（公開草案） について	日本公認会計士協会（IT委員会）では、IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」及びIT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の見直しの検討を行い、一応の取りまとめを終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。  前回の改正（平成24年8月30日）から4年余り経過し、その間のITの進歩（クラウドサービス等の浸透を含めた外部のITリソースの利用拡大、業務のペーパーレス化の進展）など公認会計士業務を取り巻く情報技術の環境変化に対応し、陳腐化している箇所の見直しを行うとともに、日本年金機構における個人情報流出事案に象徴されるサイバー攻撃等、新たな情報セキュリティリスクとして、サイバーセキュリティへの対応の整理を行いました。  また、所有している情報資産に対する情報漏洩リスクを中心とした整理から、業務の流れの中で取り扱う情報資産に対する情報漏洩リスクを中心とした整理に変更し、IT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の内容も一新しました。  本公開草案についてご意見がございましたら、平成28年6月27日（月）までに、下記に、電子メール又はFAX（できるだけ電子	—

			メールでお寄せくださいますようお願いいたします。) によりお寄せください。 お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合がありますことを、あらかじめご了承ください。	
--	--	--	--	--

## 6. その他

特になし

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

日本公認会計士協会は、平成28年3月22日に非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」を公表いたしました。この指針は、公益法人会計の実務に携わっている方にとっては、大きなよりどころとなるものであり、参考になる事項が多く示してあります。

今回の実務指針の特徴は、①法人類型ごとに適用される会計基準が整理されたこと、②寄付者から使途の制約のある資金提供があった場合における使途の制約の考え方が明確化されたこと、③その他有価証券としての債券の評価方法の明示等が上げられます。

今回は当該実務指針の中から、「固定資産の減損会計の適用」と「税効果会計適用の可否について」をご紹介します。

なお、下記内容は、全て実務指針からの引用です。但し、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一意見ではございませんので、ご了承ください。

Q38：公益法人における固定資産の減損会計は、どのように適用されるのでしょうか。

A：公益法人における固定資産の減損会計は企業会計と同一ではなく、その適用は次のとおりである。

平成20年会計基準第2 3(6)では、「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされており、原則として、強制評価減を行う必要がある。

ただし、「有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。」とされており、例外として、帳簿価額（取得価額から減価償却累計額を控除した価額）を超えない限り、使用価値で評価することもできる。なお、公益法人において固定資産を使用価値により評価するか否かは任意であるが、使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られる。

#### <コメント>

公益法人においては、企業会計の減損と同じではないので留意が必要です。また、公益法人の減損会計には、企業会計でいう減損の兆候の判定は行われず、時価と簿価が直接比較されることとなります。

なおここでいう使用価値とは、一般的に資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値の合計を言います。

Q45：平成20年会計基準注解（注1）では、重要性の原則の適用例として税効果会計が挙げられていますが、税効果会計を適用しないことができるのは、どのような場合ですか。

A：公益法人において法人税法上の収益事業（公益目的事業を除く。以下同様）を実施している場合は、税効果会計適用の要否を検討する必要があり、法人税法上の収益事業を実施していない場合には、税効果会計を適用する余地はない。

平成20年会計基準注解（注1）(5)では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされている。

平成20年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。しかし、法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合には、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

税効果会計を適用すると、一時差異が解消するときに税務申告上その年度の課税所得を減額させる効果を持つ将来減算一時差異が繰延税金資産に計上され、一時差異が解消するときに税務申告上その年度の課税所得を増額させる効果を持つ将来加算一時差異が繰延税金負債に計上されることになる。

すなわち、税効果会計を適用すると、過年度及び当年度に発生した一時差異等に係る税金の額が財務諸表に影響を与えることになる。このため、過年度及び当年度に発生した一時差異等に係る税金の額に重要性が乏しい場合には、税効果会計を適用しないことができることになる。

ここで、重要性が乏しい場合とは、財務諸表の読者が判断を誤らない程度に重要性がないことを意味し、正味財産増減計算書の法人税等調整額が当期一般正味財産増減額に与える影響、貸借対照表の繰延税金資産が資産合計に与える影響などを考慮して、総合的に判断することになる。

#### <コメント>

一般的に公益法人は、非営利を前提とした活動を行うため、収益事業が無いと継続的な事業活動の財政的基盤が揺らぐことになり、安定的な運営が脅かされることになります。従ってほとんどの公益法人は、程度の差がありますが収益事業を行っていることが予想されます。なお公益法人特有の優遇税制があり、その1つとして「みなし寄付金」があります。税効果会計における一時差異の解消による税額への影響額は、みなし寄付金による影響額を考慮する必要がありますので、法定実効税率を計算する際留意が必要となります。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703